

【令和2年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和2年10月12日 総務委員長 河野 ゆかり

○「議案第105号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 福祉業務等手当の新たな限度額を月額1,000円とした根拠について

国から示された額である月当たり2万円を、平均の勤務日数20日で除した結果、1,000円としたものである。

* 他の政令市及び県内自治体の動向について

政令市においては札幌市、仙台市、千葉市、神戸市及び熊本市が既に月額1,000円としているほか、県内自治体では相模原市において、現在、月額1,000円とする議案を提案し、改正予定と聞いている。なお、横浜市及び横須賀市並びに県においては、対応を検討中とのことである。

《意見》

* 今回の条例改正が県内自治体の中でも先駆けたものである点は評価するが、県内の最低賃金が時給1,012円であることを考えると、月額1,000円では不十分であると考え。今後も職員の特殊勤務手当の更なる拡充を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第106号 川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例割合をゼロとした理由について

本特例措置は、コロナ禍の影響を受けながらも新規に生産性向上に資する設備投資を行う中小企業を支援するためのものである。本市では生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を定め、市内中小企業のIT活用や設備投資の促進による生産性の向上により、国内外への競争力強化等を図っていることから、一般の特例措置の拡充に当たっても、既存の特例措置と同様に特例割合をゼロとすることで、国による制度改正を最大限に活用するものである。

* 特例割合をゼロとすることにより見込まれる減収額及びその財源について

特例措置による影響は中小企業における設備の導入状況によるため、予測が難しいところであるが、総務省が行った全国的な影響見込みから試算すると、本市では平年度で約2,000万円の減収となる見込みであり、その減収分については全て国費で補填されることとなっている。

* 本特例措置以外の中小企業に対する税制上の支援について

徴収猶予制度の特例として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した方に対し、担保の提供を必要とせず、延滞金がかかることなく市税の徴収について1年間の猶予を行う措置のほか、固定資産税・都市計画税の軽

減措置として、事業収入の減少に応じて、事業用家屋及び償却資産にかかる課税標準を令和3年度に限り、2分の1又はゼロとする措置が講じられているところである。なお、これらの特例措置の広報について、本市ホームページや税務広報ポスター等で行っているほか、徴収猶予の特例措置については、市内の金融機関等に約1万枚のリーフレットを配置している。また、固定資産税等の軽減措置については、「償却資産の手引き」において案内の充実を図るとともに、前年に課税があった全納税者へ本年12月に送付する予定である。

《意見》

- * コロナ禍の影響を受けながらも新規に生産性向上に資する設備投資を行う中小企業を対象とした本条例改正による特例措置について、中小企業者が相談をちゅうちょすることのないよう、周知・広報を徹底してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第115号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第125号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 本補正予算の財源となっている地方創生臨時交付金の総額について

新型コロナウイルス感染症対策として53億円余の歳出を計上しているが、そのうち歳入として地方創生臨時交付金を充当した額は35億円余である。

- * 地方創生臨時交付金の主な用途について

感染源対策事業費に約3億円、信用保証等促進支援事業費に約2億円、常備消防費に約1億円、情報化推進事業費に約6億円、GIGAスクール構想端末整備事業費に約15億円を計上している。

- * コロナ対策と直接関係がない事業費の計上額について

デジタル化に関する事業費として約24億円、脱炭素化に関する事業費として約3億円を計上している。

- * 地方創生臨時交付金を直接的なコロナ対策以外の事業に充てることへの考えについて

国からは直接的な感染防止対策のみならず、新しい生活様式への対応を積極的に行うよう示されており、本市においても未来に向けた脱炭素等の取組を複数盛り込んだ本補正予算を計上したところである。結果としてGIGAスクール構想の実現については、コロナ禍の影響を受け、当初の想定よりも加速して進められている。

- * 本補正予算におけるコロナ対策として計上された市独自の予算額について

信用保証等促進支援事業費の増額分に約1億6,000万円の財政調整基金繰入金金を充てている。なお、財政調整基金繰入金全体での額は約1億9,700万

円である。

*** これまでにコロナ対策に充てた市独自予算の総額について**

本補正予算に計上した額を基に計算すると、コロナ対策に充てた総額は約1,926億円であるところ、地方創生臨時交付金の充当額は約89億円、一般財源からの充当額は約31億円である。

*** 商業振興事業費の積算内訳について**

商業振興事業費として約2,900万円、そのうち商店街のイベント支援として2,700万円余を計上しているが、交付に当たっては他の商店街に対する波及効果の期待値により額に差を付け、A評価、上限300万円を1件、B評価、100万円を20件、C評価、50万円を4件と見込んだ。そのほか、イベント支援としてコンサルタント等の専門家派遣に200万円余、イベント支援以外のメニューとして、商店街情報の発信力強化の取組に約250万円を計上している。

*** こども未来費県補助金の使途について**

子育て支援事業費に2,350万円、青少年事業費に1億1,132万8,000円を計上している。

《意見》

* 5月の補正予算においても、川崎じもと応援券に地方創生臨時交付金約30億円を投入したことについて指摘し、今まさに困っている中小企業への現金給付等が優先されるべきであるため、市独自の予算を組んででも行うよう求めたところである。しかし、本補正予算においても脱炭素等の取組に交付金が充てられている状況であり、医療機関の倒産防止策やPCR検査の拡充など、より優先して取り組むべき事項が他に山積していると考え。各取組に対する優先順位を再考するとともに、適切な地方創生臨時交付金及び市独自予算の執行に努めてほしい。

* 令和元年度決算額の約1億円を含め、コロナ対策に充てられた市独自予算は総額約32億円であるが、そのうち約20億円と見込んでいた小規模事業者臨時交付金の申込総額が約1億円にとどまっている点も合わせ、本市独自予算によるコロナ対策は極めて不十分である。例えば北九州市では、5月の補正予算において約90億円を計上し、医療機関及び中小企業へ給付金を交付している。本市の対応は後手であるとともに、投入される金額が少ないと言わざるを得ない。台風等の災害及びコロナに係る対策については、市自ら、国や県からの補助金交付を待つことなく、これまで以上に適切な取組を進めてほしい。

* 商店街のイベント実施に対して補助金を交付することであるが、コロナ禍において本当に苦しんでいる団体は、イベントを実施する体力がないために応募することができないのが現状である。今後はそのような団体に対する運営費の補助や商店街街路灯費用に対する補助の拡充など、商店街に対する一層のバックアップの取組を検討し、推進してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

願」

《請願の要旨》

令和元年東日本台風災害により、多摩区内において甚大な被害が生じたことから、多摩区を始めとした本市全域において、災害から命を守り、備える喫緊の対策を実施することを要望するもの。

《理事者の説明要旨》

請願文に挙げられた各要望項目に対する本市の考え方は、次のとおりである。

「1、菅稲田堤地域・堰地域では約300件を超える住宅被害が発生した。同様の災害を防ぐため、徹底した検証に基づく有効な水害対策を講じること。」については、菅稲田堤地域・堰地域における浸水被害に係る検証結果を本年4月に公表し、その対策として、菅稲田堤地域の三沢川周辺における短期対策である暫定的な仮設止水板の設置を行うとともに、水路の流下能力向上工事等を実施してきたところである。中長期対策としては、当該地区の浸水被害を低減するため、水路網調査及び内水対策検討を稲城市と連携して実施していく予定である。また、堰地域の宇奈根排水樋管周辺では、短期対策として排水樋管ゲートの改良や操作手順の見直し、排水ポンプ車の導入等を実施してきたところであり、中長期対策としては、ポンプ車の設置等による排水機能の向上や、貯留施設の設置による流出量の抑制などの検討を実施していく予定である。

「2、国・県等と連携し、多摩川並びに三沢川、用水路等、多摩川流域の河川しゅんせつなどにより水位を低減し、流量を確保する対策を早急に講じること。」については、多摩川の河道掘削等は水位を低下させる方策として重要性が高いものと認識していることから、本年2月に国に要望書を提出し、5月に三沢川と多摩川の合流部で堆積土砂の撤去が行われたところであり、今後も引き続き、国等と連携し、多摩川の治水安全度の向上に取り組んでいきたいと考えている。また、三沢川については、本年2月に神奈川県に要望を行い、8月からJR南武線三沢川橋りょう付近の堆積土砂の撤去が行われる予定となっており、今後も引き続き、神奈川県と連携した治水対策に取り組んでいきたいと考えている。

「3、避難所の拡充及び周知並びに避難所運営における住民意見を含めた検証を実施し、運営体制を充実させること。」については、避難場所の確保に当たり、状況に応じて避難所補完施設を柔軟に活用することとしているとともに、避難所補完施設の連絡先や現況確認を行っているほか、県立高校の避難場所としての活用に向けて県教育委員会等と基本的な方向性を確認するなど、具体的な利用スキームの構築に向けて検討、調整を進めているところである。また、東日本台風の災害対応に関する検証を行い、避難所運営に協力いただいた地域住民からの意見などを踏まえ、風水害時の緊急避難場所運営マニュアル標準例を見直し、職員への研修を通じて避難所の運営体制の充実を図ったところである。

「4、逃げ遅れゼロを目指す「マイタイムライン」(台風接近の3日前から採るべき行動を時系列で個別に決める)の啓発を進めること。」については、防災タブロイド紙、ウェブ媒体などにより市民への啓発を実施しているところであり、今後も様々な媒体を活用した啓発を継続していくとともに、ぼうさい出前講座の機会を捉え、

対話を主体とした啓発も進めていく予定である。

「5、防災まち歩き・複合型ハザードマップの作成等により危険を顕在化させ、住民に分かりやすく周知すること。」については、本市では、災害種別に応じて土砂災害、洪水、津波等のハザードマップがあるところ、現在、内水ハザードマップの作成を進めているが、各種情報を集約した複合型ハザードマップを作成するに当たっては、多くの情報を重ねると分かりにくくなってしまおうといった課題があることから、今後はタブロイド紙等によりマイタイムラインの作成を推奨し、地域住民に対して、それぞれの危険を顕在化し、適切な避難行動が取れるよう啓発に努めていきたいと考えている。また、防災まち歩きについては、今後、地域住民の意見を伺いながら、実施に向けて関係局区と検討していく予定である。

「6、新型コロナウイルス感染症などの感染症発生時の避難所運営に関するマニュアルを整備すること。」については、コロナ禍の下であってもちゅうちょなく避難できる環境整備が必要であると考えため、災害時の避難所運営に関する新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを本年6月30日に策定した。加えて、本市では感染症を踏まえた避難所運営の経験がなく、複雑な避難所運営が必要となるため、運営職員が適切な対応を取れるよう、7月から研修等を行っているところである。また、令和元年東日本台風のような大規模な風水害時には、避難所運営支援において避難者に声掛けをする場合も想定しているが、避難所における感染症リスクをゼロにすることはできないことから、7月7日に市ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営について、市民向けに周知を実施した。

《主な質疑・答弁等》

* 令和元年東日本台風における災害対応に関する検証が不十分であるという指摘への見解について

令和元年東日本台風における災害対応に関する検証結果報告書は危機管理室、市民文化局、建設緑政局及び上下水道局のそれぞれの検証をまとめた構成となっていることから、市全体としての視点が不足しているとともに、国及び県との調整が必要な部分についても調整途上での報告となっている点は認識しているところである。そのため、同報告書をもって検証が完了したとは考えておらず、引き続き、次の危機事象に適切な対応ができる体制を構築すべく、取組を推進していきたいと考えている。

* 改めて中長期的な検証報告を行うことへの考えについて

全市的な確認を行っていないことを前提での回答ではあるが、検証結果報告書において中長期的な取組についてのカテゴリでまとめた項目があるものの、中長期的な取組を展望可能な段階にある局もあれば、被害全容が確定していない局もあるなど、その検証報告に向けては課題があり、状況の全市的な精査が必要であると認識している。今後については、被害の把握から中長期的対策の構築に至るまでの進捗管理を適切に行い、市民の安心感につなげるため、必要な情報については公表していきたいと考えている。

* 中長期的な検証報告を行うための全庁的な共通認識を構築することへの考えにつ

いて

現段階では危機管理室としても具体的な検討段階には至っていないため、明確な答弁はできないが、市全体の災害対応という枠において、各局を一律に論じることは必ずしも適切ではないと考えている。

*** 避難所運営に係る図上シミュレーション訓練の実施成果について**

昨年度の台風災害時に課題となった情報収集体制を確認すべく、令和2年7月28日に図上シミュレーション訓練を実施したが、訓練の結果、収集した情報の分析・検討が不十分であるとの新たな課題が発見できたため、今後、改善していきたいと考えている。さらに、高潮ハザードマップを用いたシミュレーションにおいても高潮対策が不十分であることも認識したため、併せて改善していきたいと考えている。

*** 排水樋管ゲートの操作や排水ポンプ車による排水作業の想定従事者数及び訓練の実施状況について**

排水作業については、各マニュアル等を見直す中で中部下水道事務所だけでは対応し切れないとの結論に至ったことから、南部下水道事務所、西部下水道管理事務所及び北部下水道管理事務所とともに下水道部門が総出で当たることになり、総人数は延べ141名である。また、排水ポンプ車の操作には人手が必要であることから、管工事協同組合等から協力を得られるよう調整を行っており、実際の現場における操作訓練を実施し始めたところである。

*** 排水樋管ゲートの電動化に伴う操作所要時間の変化について**

扉の重さにもよるが、電動化に伴う構造の変更等により、これまでよりも若干、時間を要するようになった。操作に要する時間の目安は約8分である。

*** 河川カメラの定期メンテナンスについて**

定期的に動作確認等を行い、風水害に対して万全な体制を整えていきたいと考えている。

*** 全国で頻発する豪雨を踏まえた多摩川流域全体に対する水害予測について**

これまで欠けていた視点であった上流部における降雨量の把握のため、埼玉県及び東京都を流れる荒川で試行されていた水害リスクラインを本市でも活用できることとなった。これにより、これまでと比べて水位上昇の予測に約6時間の時間的猶予が生じる見込みである。ただし、この水害リスクラインは大規模な水害が発生した熊本の球磨川でも活用されていたとのことであり、どのように活用するかが重要である。そのため、効果的なオペレーションにつなげるための実証実験を行っているところである。

*** 国からの排水ポンプ車の応援について**

直近の訓練において、要請の際に必要な添付資料や手続の確認等を行うとともに、最大で2台の応援が可能と国から確認した。なお、訓練においては等々力水処理センターに2台配置され、そのうち1台が諏訪排水樋管に対して状況確認のために稼働したところである。

*** 台風当日の三沢川の水門操作状況及び水位が上昇した理由について**

15時34分に多摩川から三沢川への逆流を感知したため、国土交通省によ

り多摩川から三沢川への逆流を防止するための三沢川水門の操作がなされた。
以降、その操作によって三沢川の水位が上昇又は下降したものと認識している。

*** 他に比べて三沢川の水位上昇が著しかった理由について**

委員指摘のとおり、三沢川付近の地域を始めとした本市内の降雨量が多かったために三沢川の水位上昇が生じたのではなく、上流で激しい降雨が見られた多摩川の水位が上昇したことに伴い、その影響から三沢川の水位が上昇したものと考えている。

*** 押立堀排水機場の水門の状況について**

市境に位置する押立堀排水機場は東京都稲城市の管理する施設であるが、稲城市からは、水門は閉鎖されていたと聞いている。

*** 大丸用水北堀に溜まった水を押立堀排水機場から多摩川に放流することの可否について**

押立堀排水機場は、水門が閉鎖されると、ポンプにより水が多摩川へ排水される仕組みになっていると聞いている。

*** 三沢川周辺地域において雨水貯留設備を整備する考えについて**

委員指摘のとおり、三沢川周辺地域においては水路の水が三沢川に流れ込むことを抑制することが重要であると認識している。整備箇所等、具体的な内容はこれからの検討事項であるが、上下水道局とも連携しながら対策を講じたいと考えている。

*** 用水の構造を改良することへの考えについて**

用水は下流になればなるほど幅が狭くなる構造であることから、下流で越水が生じていることは課題として認識しているところであり、東京都稲城市及び本市上下水道局と連携して進めている流出量の抑制対策において検討していきたいと考えている。また、下水道に関しては三沢川地区を整備の重点化地区に位置付けており、既存の水路を活用しながら雨水管の整備を進めていく予定である。

*** 水害対策に係る東京都稲城市との連携について**

現在、危機管理室と稲城市間における直接の連携等はないが、両市が参加する多摩川緊急治水対策プロジェクトにおいて流域自治体としての情報共有を行っている。

*** 多摩川緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削に期待される効果について**

川崎港から稲城市の大丸用水堰までの間において、5年間で200万立方メートルの掘削を行う計画がなされているが、国土交通省によると計画高水位を超えた地点を中心に掘削を行うとのことであり、具体的な水位下降の数字を示すことは困難である。

*** 治水対策のための既存ダムにおける事前放流について**

国からは多摩川上流域に位置する利水ダムである小河内ダムを治水目的に用いる旨を聞いており、本市は事前放流の内容について国に尋ねているところであるが、現時点で具体的な放流量及び効果についての情報は得られていない。

*** 多摩川におけるしゅんせつを推進する上での実施基準について**

地域からの要望を契機としてしゅんせつを進めていく場合が実態として多く、掘削を行う判断の基となる土砂堆積量の基準が定められていないところである。現在は国土交通省や県により適宜、しゅんせつが行われている状況であるが、今後は円滑に水を流下させるような取組を検討していく必要があると認識している。

*** 巨大な遊水地や貯水施設の設置など多摩川流域の抜本的な水害対策を行うことへの考えについて**

大雨時における多摩川の水位低減のため京浜河川事務所及び関東地方整備局と頻繁に調整を行っており、対策の1つとして本年6月に小河内ダムの事前放流の実施が実現したところである。引き続き、国との関係構築に努め、全国で頻発する豪雨の雨量を踏まえた対策を講じられるよう進めていきたいと考えている。

*** 多摩区における台風当日の避難所開設数について**

21か所中18か所を開設した。

*** 多摩区で3か所の避難所が開設されなかった理由について**

川に近い位置にある避難所であったため、決壊や氾濫のリスクを考えて開設しなかったと区危機管理担当から聞いている。

*** 避難所が開設されなかった地域住民の避難先について**

周辺の避難所に避難したケースが多かったようである。結果として、付近の避難所の容量過多を生じさせた一因になったと認識している。

*** 多摩区を始めとした避難所増設の考えについて**

県立高校を避難所として利用できるよう調整中であり、多摩区においては多摩高校及び向の岡工業高校を対象としているところである。まずは緊急性の高い地域にある両校を先行事例として、他の県立高校へ横展開を図っていきたいと考えている。

*** 県立高校の活用を始めとした避難所増設の調整状況について**

避難所の増設に当たっては、その運営に係る適切な体制の確保が必要であることを念頭に置いた上で、まずは県立高校を活用できるよう、調整を進めているところである。現在、協定上では、県立高校は警察や消防等の活動拠点であるとともに、主に地震災害を対象とした3日間程度の一時避難場所の位置付けであるが、実際には風水害の場合も含め、市内全ての県立高校を一時避難場所又は緊急避難場所として活用させてもらいたい旨を県に伝え、共通認識を持つことができていると認識している。ただし、敷地内のどの部分を活用してよいか等、現在、必要な細部の調整を進めているところである。

*** 増設する避難所の運営体制について**

既存の避難所と同様、基本的には職員による対応となる。各区からは既に運営に携わる職員の数がぎりぎりであるとの声も寄せられており、運営体制をどのように組んでいくかが課題であると認識している。

*** 1避難所当たりの運営職員数について**

1避難所当たり平均500人の避難者数に対して、職員2名、教職員1名を

ベースとして対応した。区によっては避難者数に応じて職員数を増やして対応した避難所もあると聞いている。

*** 避難所運営に当たる職員体制を強化する考えについて**

本庁職員による応援を早めに行うことで増員を図るとともに、受付を円滑化するために運営マニュアルを見直したところである。

*** 水害時に多摩区全避難所を開設した場合の受入れ可能避難者数の合計について**

手元に資料がないが、特にコロナ対策を講じた場合の数字については現在シミュレーションを重ねて検討中であるため、想定自体が未確定であり、算出が困難である。なお、参考として、地震を想定した場合かつコロナ対策を加味していない場合としては多摩区全体で1万7,953人であり、これは体育館を活用することを前提とした数字である。

*** コロナ禍の下での受入れ可能避難者数の算出が可能になる時期について**

実測の訓練やその検証、あるいは専門家の意見を聞いた上で算出が可能になるよう取り組んでいく考えであり、現在はそのスタートラインに立ったばかりの状況であることから、時期を示すことはまだ困難である。

*** 本市施設や民間施設を活用して避難所を増やすことへの考えについて**

実際に避難スペースの不足から市民館等を活用した事例もあり、避難所に指定されていない本市施設及び県立高校の活用に向けて、早急に整備を進めていきたい。また、ホテル等民間施設の活用については、他都市の動向を踏まえながら取り組んでいく考えである。

*** 風水害時における避難所運営に係る避難所運営会議の協力範囲について**

風水害は事前の気象予報により一定の備えが可能であるため、避難所運営においては職員がオペレーションを行うことが前提であるが、被害の程度によっては許容人数を超える避難者数が想定されることから、コロナ禍の下では、運営会議のメンバーに対して感染拡大防止の対策を講じた上で、健康状態に異常のない避難者スペースの運営に携わってもらうことを考えている。

*** 水害時における分散避難の実施への考えについて**

コロナ禍の下で、避難所の許容量からも分散避難の実施は有効であると考えており、積極的に推進する考えである。しかし、避難生活が長期化した場合の避難者の把握等、分散避難の普及による新たな課題の発生も想定しており、十分なシミュレーションの実施、早期避難に伴う防犯対策としての警察との連携、マイタイムラインの推進等をともに進めることが重要であると認識している。

*** 大きな駐車場を有する商業施設等に車中避難者の受入れを要請する考えについて**

令和元年東日本台風の際に委員が提案する施設への避難者が生じたことは把握しており、調整を視野に入れてヒアリングを行っている段階である。なお、浸水に対する避難の場合は長時間にわたることが想定されることから、受入れを困難とする施設の声も寄せられている。

*** 避難所の事前周知の取組について**

市ホームページに地域防災計画を掲載しており、その中で指定避難所の一覧を示しているほか、実際の災害時には避難勧告等の発令の際に開設避難所を市

ホームページのアクセスしやすいページに掲載し、周知を行っている。しかし、令和元年東日本台風においては開設しなかった避難所があったために混乱が生じたことから、今年度、風水害時には全ての避難所を開設する方向で検討を進めている。

*** 開設されなかった避難所へ避難した住民への対応について**

開設されなかった避難所には職員を配置していなかったため、避難者は自身の判断で他の避難所へ移動したか自宅へ帰ったものと考えられ、課題と認識している。また、体育館ではなく教室に開設していた避難所について、体育館の様子を見て帰宅してしまったとの声も寄せられたため、対策として、避難所が開設されていることを表示する横断幕をこのたび配備したところである。

*** コロナ禍を踏まえた避難所の受付オペレーションについて**

非接触型の体温計で体温を測定し、マスクの着用及び手指の消毒を依頼した後、受付カードを配付するとともに現在の健康状態を自己申告してもらうこととしている。これにより、各避難者は健康状態ごとにそれぞれの避難スペースに振り分けられることとなる。

*** 令和2年7月に作成された避難所開設・運営マニュアルについて**

コロナ禍の下ではこれまでと異なる避難所運営が必要であるため、職員向けのマニュアルを作成したところである。検査の精度を始めとした新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は日々変わっていくものであるため、情報を随時更新したマニュアル等を市民向けに示すことは難しく、コロナ禍の下での一般的な避難所運営について一定の案内を示しているにとどまっているが、職員向けのマニュアルについては随時検証を行いながら適切に更新していきたいと考えている。

*** 河川に近い立地の避難所を開設することへの考えについて**

下布田小学校、県立多摩高校、県立向の岡工業高校を含め、令和元年東日本台風クラスの被害が想定される場合、そのエリアが浸水するリスクはあるものの、2階以上の場所にまず避難する場所を確保するという位置付けで、多摩区内の避難所は全て開設する方向で検討している。

*** 避難所における食料の提供について**

原則は備蓄された食料の提供は行わないが、堤防の決壊等により水が一向に引かない場合等、国から物資が支給された場合も含め、状況に応じて適切な対応を行う予定である。

*** 戸別受信機を各戸配付すること等への考えについて**

現在、自主防災組織の役員に配付しており、その方を通じて地域へ発信してもらうスキームとなっている。希望者への個別配付は行っておらず、各戸配付についても検討していない状況である。

*** 多摩区における土のうステーションの周知について**

多摩区では三沢川周辺地区の公園1か所に土のうステーションを設置しているが、高津区のようにホームページへの掲載をまだ行っていない。地域住民に向けた掲示板での広報や土のうの積み方の講習会の実施等により、周知を図っ

ているところである。

*** マイタイムライン作成シート記入例の改善について**

記入方法を説明した吹き出しが大事な文章の上に重なっているとの指摘については、確認の上、必要な改善を図りたい。昨日7月30日に市立高津高校のホームルームの時間を用いて全校生徒でマイタイムラインの作成を行った際もホームページの見やすさ等の指摘をいただいております、今後も分かりやすい広報に努めていく考えである。

*** 土砂災害特別警戒区域における避難行動の啓発について**

土砂災害ハザードマップにより指定区域の周知を、ぼうさい出前講座等により避難ルートの事前の検討を、マイタイムラインの作成により被災時の適時適切な避難行動判断を、それぞれ啓発しているところである。

*** 重ねるハザードマップへの考えについて**

これまで様々な意見が寄せられた中で、同じ場所でどういったリスクがあるかが一度に分かると良いとの意見が多かったため、委員会資料では各ハザードマップを重ね、情報を集約したタイプの複合型ハザードマップについて言及しているが、委員から例示のあった中原区作成のマップのように横に並べたり、一袋にまとめて配布する方法など、構造については柔軟な発想で検討し、適切な複合型ハザードマップを作成したいと考えている。

*** ペットの同行避難について**

震災時については各避難所運営会議においてルールが決められていたが、風水害についてはペットの受入れについてのルールが定められていなかったため、職員が対応に苦慮した旨の報告を受けた。そのため、今般、ケージに入っていれば受け入れることを原則化したところである。

*** ペット同行避難を否とする「備える。かわさき」がいまだにホームページに掲載されていることについて**

ペットの同行避難はケージに入っていれば原則受入れ可である。御指摘の箇所を修正するとともに、ホームページ上のデータも速やかに差し替えたい。

*** 令和元年東日本台風を受けて発行した「号外！備える。かわさき」について**

「号外！備える。かわさき」はこれまで不定期に発行しており、避難所の環境というテーマで令和元年10月に発行を予定していたが、台風の被災を受けて紙面を全て構成しなおし、令和2年3月に発行したところである。

*** コロナ対策を踏まえた「号外！備える。かわさき」を発行することへの考えについて**

現在、岡部健康安全研究所所長を始めとした専門家から助言を得ながら、分散避難やマイタイムラインに関する内容を含め、「正しく恐れて備える」内容をコンセプトとして作成しているところであり、令和2年8月中旬頃に配布することを目指している。なお、全戸配布を行うには様々な課題があるため、配布方法についても検討を行っている。

*** 令和元年東日本台風により廃車となった自動車の台数について**

廃車となった台数については把握していないが、宇奈根排水樋管周辺地域に

おける住民説明会において、あるマンションでは駐車していた車が全て廃車と
なってしまったという声が寄せられたため、現場に足を運んで状況確認を行った
ところである。

《意見》

- * 本請願は多摩区における対策を主な願意としたものであるが、現時点では令和元年東日本台風に係る検証や対策について全庁的なオーソライズがなされていない状況であるとのことであり、本請願の願意と他区の求める対策が共通しているか否かに不透明さが残っている。そのため、全庁的・全市民的に求められる対策の適切な把握に努め、実施に向けた取組を今後も適切に進めてほしい。
- * 請願の要望項目にもあるように、今後、風水害に関する検証を行う際には地域住民の声を十分に聞いてほしい。
- * 令和2年7月28日に図上シミュレーション訓練を実施したとのことであるが、収集した情報をしっかりと分析し、対策につなげていくことは、最も大事であるとともに難しさを伴うものである。引き続き、他都市との連携も含め、効果的な訓練の実施を継続してほしい。
- * 風水害時の排水作業に当たる方々の技能習得は重要であると考えするため、教育訓練を十分に行うとともに、作業時のスケジュール管理を含む事前対策を適切に行ってほしい。
- * 東京都稲城市と連携した多摩川の治水対策について、区道路公園センターだけではなく危機管理室も一体となって情報共有を図ることを検討し、検討後の対応について議会宛てに報告してほしい。
- * 令和元年東日本台風クラスの風水害が生じた際における小河内ダムの事前放流について、本市に与える具体的な効果を適切に把握するよう努めてほしい。
- * 多摩川におけるしゅんせつについては、本来、何らかの基準又は計画に基づいて進められるべきであると考えことから、明確な基準が設定されるよう、必要な検討及び国や県等への働き掛けを行ってほしい。
- * かつて付近が田畑であったことから存在する三沢川周辺の用水路は下流に行くほど幅が狭くなり、降雨時に越水を生じさせている。用水としての機能はすでに失われており、今後は雨水対策を重点とした機能への切り替えが必要であることから、適切な整備を行ってほしい。
- * 溢水の危険がある箇所を中心に多摩川の河道掘削を進めていくとのことであるが、専門家からは中洲に対してこそ掘削が必要であるとの意見もあるため、調査研究の上で適切な河川対策を講じてほしい。
- * 新型コロナウイルス感染症対策の1つであるソーシャルディスタンスの確保を考慮すると避難所の数は一層不足していると考えられ、台風シーズン間近の現段階で県立高校2校といまだ調整中という状況は遅きに失しているものである。増設する避難所を運営する職員の確保に努めるとともに、民間施設への協力要請を進めるなど、取組を加速して進めてほしい。
- * 自身も避難所運営会議の委員長を務めており、地域防災計画の風水害対策編を熟読したところ、風水害時における市からの連絡体制が全く記載されていなかった。

地域との連携については今以上に深く掘り下げていく必要があるため、適切な改善を行ってほしい。

- * 市民が避難行動にちゅうちょしないためにはマイタイムラインの作成及びその広報が重要であると考えており、普及状況の把握も含め、市民が適切な避難行動を採ることができるよう、作成の普及に全力で取り組んでほしい。
- * 分散避難を推進していくとのことであるが、自宅で避難した住民へ支援物資や行政の情報が届いていない問題が他都市でも起きているため、適切な対応を行ってほしい。
- * 分散避難の推進においては要援護者への配慮の視点も重要であり、駐車場を多数抱えるよみうりランドに対して市民が避難のために入園することについて了解を得るなど、自動車による避難者に対する方策を講じてほしい。
- * 大きな駐車場を有する商業施設等に対する車中避難者の受入れ要請について、話し合いに時間を要するとのことであるが、全国的に大水害が頻発している昨今、本市においてもいつ同様の被害が生じてもおかしくないことから、早急に調整を進めてほしい。
- * 向の岡工業高校及び多摩高校への避難所開設を調整しているとのことであるが、2校はいずれも河川に近い立地であるため、菅馬場にある菅高校など、河川から離れた立地の県立高校等に対する避難所増設を進めてほしい。
- * コロナ禍の下での避難所運営に当たっては十分な運営要員の確保が必要であり、適切な人数確保のための具体的なシミュレーションを行うとともに、避難所運営会議メンバーにとって分かりやすいマニュアルを作成して示し、必要な訓練を実施してほしい。
- * 市民向けの案内である「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営について」における備蓄品としてテント5基、簡易ベッド5台等の記載があるが、数が不十分であると考え。備品の増加を図るとともに、給水、衛生、食糧確保の運用等の環境の質を具体的な数字で表すなど、世界標準と言われているスフィア基準にのっとり改善を図ってほしい。
- * マイタイムラインを調べようと本市ホームページを検索したところ、初めに「マイタイムライン作成シート記入例」を目にしたが、「全員避難」等の重要な文言が説明文の吹き出しによって隠れてしまっており、分かりにくかった。マイタイムラインの作成及び広報は非常に重要であると考えことから、具体的で分かりやすくなるよう、資料の適切な改善を行ってほしい。
- * マイタイムラインの周知手段としてぼうさい出前講座を活用しているとのことだが、コロナ禍の下で集団で集まることはリスクを伴うものである。分かりやすさの工夫も含め、適切な広報の手法について検討してほしい。
- * 東京都ではマイタイムラインを作成するスマートフォンアプリが導入されている。有事においてマイタイムラインを記入した紙を持って避難を行う状況は想像しづらく、アプリであれば避難時に情報を持ち出しやすく有用であると考えことから、導入を積極的に検討してほしい。
- * 災害対策に係る啓発活動は各協力団体に対して特に注力することが効果的である

と考えるため、町内会・自治会の事務所等にそれぞれ一定部数を配付できる体制を構築してほしい。

- * 開設されなかった避難所には職員の配置はもとより、一切の案内表示がなかったとのことであるが、知らずに訪れた避難者が非常に困惑したことは想像に難くない。今後このようなことがないように、適切な周知を徹底してほしい。
- * スマートフォンを始めとしたインターネット環境を持たない高齢者等に適切な情報を伝えるため、希望者に対する戸別受信機の個別配付や各戸配付を検討してほしい。
- * 土のうステーションを始めとした防災対策の周知広報について、区によって内容の差異が生じないように取り組んでほしい。
- * コロナ対策を踏まえた「号外！備える。かわさき」を発行するなど、適切な市民周知を行ってほしい。

《取り扱い》

- ・ 検証、自治体連携、情報収集を適切に行い、市民へしっかり伝えていくという意識の高い取組を進めていることを本日の質疑を通じて感じたところである。全国的にも大規模な風水害が頻発している昨今、避難指示、避難勧告の情報の出し方を再検討する国の動きがあるなど、引き続き社会的な変化、動向の把握に努め、本市の備えにつなげてもらいたい。本請願で求められた内容は本市の意識の高い取組に同調したものであることから、本請願は採択すべきである。
- ・ 本請願に掲げられた項目に対して当局が示した本市の考え方において、調整中や検討中としたものが多く見られ、スピード感に欠けていると感じざるを得ない。多摩区住民から提出された本請願であるものの、その内容は全市的に見ても非常に重要な観点であると考えするため、本請願は採択すべきである。
- ・ 多摩区選出の委員を始めとして、本委員会では内容の濃い質疑がなされたと感じている。全市的に必要な事項については検証も含めて、市民の安心につながるための適切な対応を行う旨の答弁が得られたことから、本請願は採択すべきである。
- ・ 請願項目はいずれも重要であるが、本日の質疑を通じて、市の取組状況についてはまだ不十分な点が多々あると感じたところである。今年度の台風シーズンに間に合うか否かも含め、速やかに対応すべき課題に対して適切な対策を推進するよう後押しする意味からも、本請願については採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択